

## 姻族関係終了届

婚姻関係は、配偶者がお亡くなりになられると婚姻解消の状態となりますが、亡くなられた配偶者の血族の方々との姻族としての親族関係は継続しています。

姻族関係終了届は、生存している配偶者の方が、その姻族関係を終了させるための届出です。

本届出を「する、しない」は遺された配偶者の自由意志であり、死亡者の親族が手続きをすることはできません。

なお、戸籍の変動はありません。

根拠法令	戸籍法第96条、民法第728条
届出期間	届出をした日から法律上の効力が発生
届出地	届出人の本籍地、住所地、所在地(居所や一時滞在地)
届出人	生存配偶者のみ(姻族関係を終了させようとする者)
必要書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・届書：姻族関係終了届記入例は下記をご覧ください。</li><li>※戸籍全部事項証明書の添付は不要となりました。</li><li>・印鑑：届出人のもの(押印は任意です。押印する場合はお持ちください。)</li></ul>
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください。
関連の届出	復氏届：姻族関係終了届を提出しただけでは、氏や戸籍の変動はありません。 婚姻前の氏にもどりたい場合は提出してください。
教示	姻族関係終了届の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服申立てができます。

# 姻族関係終了届

令和6年3月1届出  
※届出日を記入してください  
埼玉県春日部市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日						
送付 令和 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印						
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通知		

(よみかた) 姻族関係を終了 させる人の氏名	かすかべ はなこ
	氏 名 春日部 花子 大正・昭和・平成 43年 10月 10日生
住 所  (住民登録をして いるところ)	埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2 (番地) 号 (方書・マンション名)
	よみかた かすかべ はなこ 世帯主の氏名 春日部 花子
本 籍	埼玉県春日部市金崎 839 (丁目) (番地) 1 番
	筆頭者の氏名 春日部 一郎
死亡した 配偶者	氏 名 春日部 一郎 平成 20年 11月 11日死亡
	本 籍 埼玉県春日部市金崎 839 (丁目) (番地) 1 番
	筆頭者 の氏名 春日部 一郎
その他	
届 出 人 署 名 押 印	春日部 花子 印

※持参するもの 印鑑

連絡先	電話 048(736)1111
	(自宅) 携帯・勤務先・呼出